

議会受付番号	鎌議第 1543 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課・管財課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

通勤費の在り方と今後

2 質問の要旨

- 1 鎌議第 1453 号に関連し質問する。現在の通勤手当について距離や金額の制限はあるか。
- 2 制限が無い場合、いくら遠方であっても支給されるということか。
- 3 例えば、大阪から新幹線の勤務であっても支給されるか。
- 4 北海道や沖縄など飛行機が必要な場合も飛行機の定期券代 支給されるのか。
- 5 国に於ける通勤に係る距離や手当についての基準は如何か。
- 6 民間企業の感覚では、そもそも通勤手当を支払う義務はなく、福利厚生の一環として支払うものと認識する。又、当然ながら距離や金額についても、制限、上限を設けている。緊急時の招集なども踏まえ、又、財政面の観点から、上限を設けるべきと考えるが、市長の考えは如何か。
- 7 他方、管理職に於いては、緊急対応や深夜勤務の発生により、終電を逃し、かえる際には自己負担でタクシー代を支払い勤務していると伺う。実態は如何か。
- 8 業務が要因でタクシーによって帰宅が必要となったのであれば、きちんとタクシーチケットを支給する等の対応をすべきではないか。如何か。

3 答弁

- 1 通勤手当の支給について、距離や金額の制限はありません。
- 2 経済的かつ合理的な通勤経路及び方法と認められれば、距離にかかわらず支給します。
- 3 仮にそのような職員がいたときには、上記 2 に準じて支給します。
- 4 仮にそのような職員がいたときには、上記 2 に準じて支給します。
- 5 距離が片道 2 km 以上であれば支給対象となっており、支給限度額は月当たり

55,000 円となっています。なお現在、本市に月当たり 55,000 円を超える職員はおりません。

- 6 国及び近隣市等の状況を踏まえ、支給限度額は規定すべきと考えます。
- 7 詳細な実態は把握していませんが、タクシーを利用することはあると考えます。
- 8 深夜に及ぶ業務が予定され、事前に申請があればタクシーチケットを交付しています。